

合、消費税の納税額は損益計算書には表れません。これに対し、消費税込みの金額で表示されている場合、消費税の納税額は、租税公課といった勘定科目で、販売費及び一般管理費あるいは製造原価の中に計上されます。

当期純利益は、企業の1事業年度の最終的な利益を表し、株主に最終的に帰属する利益といえます。具体的には、当期純利益は、貸借対照表の純資産の部の中の繰越利益剰余金に加算され、分配可能額を増加させることになります。逆に、当期純利益がマイナスの場合、すなわち、当期純損失の場合は、繰越利益剰余金から控除され、分配可能額を減少させることになります。

## 6 売上原価

営業損害の額の算定に当たっては、侵害行為がなかった場合に達成していたであろう売上高を推計するとともに、その売上高が達成された場合には、売上原価やその他の費用がどの程度増加していたかを検討する必要があります。そして、このような検討をするためには、売上原価の内容を知っておくことが重要と思われるので、ここでは、売上原価について少し解説したいと思います。

売上原価は、物品販売業、製造業、サービス業など、業種によりその内容が異なります。実際の企業は、様々な事業を行っていますので、上記の業種が組み合わせされたりしていますが、ここでは、理解を容易にするため、まずは、典型的な物品販売業と製造業の売上原価を見ていきたいと思います。

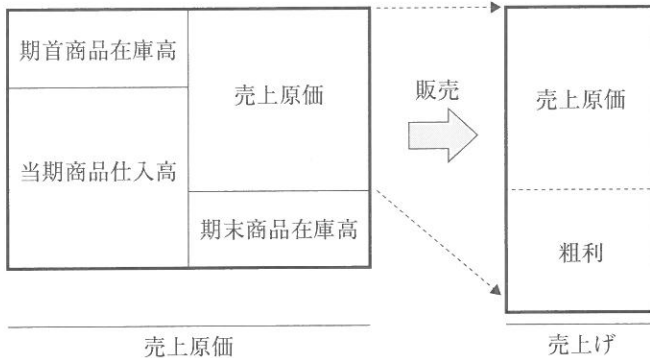
### (1) 物品販売業

物品販売業では、基本的に、仕入れた商品を販売して、その売買差額による利益を得ることを業としています。

図表4をご覧ください。左側の箱は、仕入勘定を図式化したもので

す。この仕入勘定の箱は、左側が商品の入り（＝仕入れ）を、右側が商品の出（＝払出し）を表しています。

図表 4



決算書は、事業年度ごとに作成されますが、その事業年度の期首の時点で、前事業年度中に仕入れた商品の一部が在庫として残っていることが多いでしょう。この期首の商品在庫高（箱の左上）に、当期仕入れた商品（箱の左下）を加えた中から、販売できた商品が払い出され（箱の右上）、期末の時点でも販売できなかった商品が、期末在庫高（箱の右下）として翌事業年度に繰り越されます。そして、この払い出された商品は、太い色塗りの矢印の右に移動して、利益相当額（粗利に相当）が上乘せされて販売されることとなります。

以上を整理しますと、物品販売業において、当事業年度の売上高に対応する売上原価は、当期に仕入れた商品の仕入高ではなく、期首商品在庫高に当期商品仕入高を加え、そこから期末商品在庫高を控除した金額となります。そして、売上高からこの売上原価を控除した残額が、売上総利益（粗利）となります。なお、損益計算書上で、売上原価を計算する過程で控除された期末商品在庫高は、その期末日現在で作成される貸借対照表において、商品勘定などの名称で棚卸資産に計上され、翌事業年度に繰り越されます。

により説得的に展開することになるでしょう（ただし、利益額は収益額と費用額の差額ですので、損害の認定の場面では、収益額が減少したことに伴い支出を免れた費用額があれば、それを損害額から控除することになります。）。

利益額の増減を基礎とした主張・立証をする場合として、例えば、特定の商品の販売活動に対する侵害行為があった場合が考えられます。具体的には、当該商品に係る売上総利益率（粗利率）を、適正な原価計算により、あるいは過去の実績値により推定し、これを販売数量の減少額に乗じて、利益の減少額を主張・立証するケースが考えられます。

他方、侵害行為が企業の販売全体に影響を及ぼしている場合などは、利益額の変動を直接主張・立証するのではなく、販売減少に伴う収益額（≒売上高）の減少を主張・立証することが考えられます。侵害行為により収益額が減少した旨を主張した場合（実際の裁判例でもこのような主張がされることが多いと思われれます。）、損害の認定の場面では、収益が減少したことに伴い支出を免れた費用を控除することになります。

## 5 収益額の減少についての主張・立証

収益額（≒売上高）が減少したことを主張・立証するには、侵害行為がなければ得られるはずであった収益額を推計し、その推計された収益額から、侵害行為を受けた現実の収益額を控除する方法によることになるでしょう。

侵害行為がなければ得られるはずであった収益額というのは、実際には存在しない仮定的な収益額ですので、その推計に当たっては、一定の擬制が必要となります。通常は、侵害行為がなされる以前の収益額の実績値を基礎として推計する例が多いと思われれます。

この場合、侵害行為がなされる以前の実績値について、どの程度の期間を用いるかという問題があります。この点については、そもそも企業において比較可能な連続性のある資料としてどれだけの期間の資料が用意できるかという問題があるとともに、過去の実績値において当該侵害行為以外の要因が影響した可能性がある場合には、それを排除する必要もありますので、個々の事案により、このような観点からの検討が必要になると考えられます。

年単位の実績値を用いる場合には、決算書を利用することが考えられますが、月次で試算表が作成されている場合、より直近の実績値を基礎とする趣旨から、月次試算表が用いられることも多いと思われます。ただし、月次試算表は、専ら企業が内部で作成する資料なので、その信頼性に疑義がある場合もあり得ます。相手方から月次試算表が提出された場合などには、例えば、相手方が税務署に提出した確定申告書に添付された決算書との整合性を検証することなどが有用であることは、前述したとおりです（15頁参照）。

ここで、仮に、侵害行為以前の実績値が増加傾向を示していた場合に、その増加傾向を加味できるのかという問題があります。その傾向が継続する蓋然性がどの程度あるかといった点などを検討する必要があります。この点、裁判例において、過去の実績値の増加傾向を反映した収益額を推計した例は少ないように思われます。

## 6 支出を免れた費用の推計

### (1) 売上原価

次に、収益額の減少に伴い支出を免れた費用を控除するために、これら費用額を推計します。例えば、物品販売業のように商品を仕入れて販売する事業を営んでいる場合、侵害行為により販売量が減少することによって、売上高という収益額も減少しますが、反面、少ない仕

## 4 風評被害（信用毀損）

【7】 輸入した瓶詰オリーブによりボツリヌス中毒を生じさせたレストランについて、期間を事故後1年間として風評被害が認められた事例

### 営業損害の内容

当事者が、信用損害として、前年からの増加傾向を見込んだ売上高を推定し、事故後1年6か月間につき、当該推定売上高と実際の売上高との差額を損害として請求したところ、裁判所は、風評被害は徐々に回復しながら事故後1年間継続したとして、事故直後4か月間の売上総利益の減少額を基準に、1年間の2分の1に相当する金額をもって信用損害額と認めた。  
(東京地判平13・2・28判タ1068・181)

### 事案の概要

Xが運営するイタリアンレストラン（以下「本件レストラン」という。）で食事をした来店客が食中毒症状を発症した（以下「本件事故」という。）ため、平成10年8月14日、千代田保健所が立入調査を実施したところ、翌15日、本件レストランで採取した瓶詰オリーブ（以下「本件オリーブ」という。）からB型ボツリヌス毒素が検出された。本件オリーブは、輸入業者YがXに納入したものであった。本件レストランは、同月14日から同月21日までの8日間休業し、同月19日には、複数の新聞に本件事故に関する記事が掲載され、本件オリーブが食中毒の原因食品として疑われている旨の報道がなされた。

本件では、主にはX並びに食中毒を発症したX（本件レストラン）

の来店客及び従業員が、Yを被告として訴え提起しているものの、複数の事件が併合され、原告と被告が輻輳している。本事例では、これらのうちXがYに請求した損害賠償について、特に休業損害（判決文では「営業損害」と表現）及び信用損害の部分を取り上げる。

### 当事者の主張

#### ◆Xの主な主張

##### (1) 休業損害

本件事故により、千代田区長から営業停止命令を受け、平成10年8月14日から8日間の休業を余儀なくされた。本件事故直前である平成10年1月から6月（以下、1月から6月までを「上半期」、7月から12月までを「下半期」という。）までの6か月間のXの売上高（3428万0508円）を基礎として、その8日／180日に相当する152万3578円が休業損害である。

##### (2) 信用損害

風評被害が継続した期間として、平成10年下半期、平成11年上半年期及び平成11年下半期の1年6か月分が対象となり、信用損害の金額は、以下の合計1567万5913円となる。

すなわち、平成10年下半期については、前年からの売上高増加傾向を加味するべきであるので、平成9年下半期の売上実績（3105万8372円）に、平成9年上半年期から平成10年上半年期への増加率（3366万8644円／3283万6178円）を乗じた想定売上高（3184万5766円）から、平成10年下半期の実際売上高（2745万6818円）を控除した438万8949円が信用損害となる。

平成11年上半年期については、少なくとも前年同期と同じ売上高が想定できるので、平成10年上半年期の売上高（3366万8644円）から平成11

年上半期の実際売上高（2754万3060円）を控除した612万5584円が信用損害となる。

平成11年下半期については、少なくとも前年同期と同じ売上高が想定できるので、平成10年下半期の想定売上高（前記のとおり3184万5766円）から平成11年下半期の実際売上高（2668万4387円）を控除した516万1380円が信用損害となる。

#### ◆Yの主な主張

売上高の減少が直ちに信用損害となるものではない。さらに、一般に、売上高が上昇すれば販売費及び一般管理費も増加するから、信用損害については、売上総利益ではなく、経常利益を基本にして算定すべきである。

また、本件レストランは営業開始後24年にもなるのであるから、予想利益増減率は、長期間の傾向を見るべきで、単に直前1年間の売上高の増加をもって算出するべきではない。

### 裁判所の判断

#### (1) 休業損害

Xの本件事故前である平成10年上半期の売上高から売上原価を控除した売上総利益は2471万1696円であり、その8日分の額を算出すると109万2229円である。同様に、その前年同期である平成9年上半期を基礎にしたそれは105万6867円、続く平成9年下半期（下半期は本件事故の発生した季節（8月）が含まれる。）を基礎にしたそれは96万1635円となり、とりわけ8月の売上げは他の月に比較すると減少している。こうしたところからすると、Xの8日間の休業に伴う営業損害は、少なくとも80万円を下回らないものと判断するのが相当である。

Xは、売上高を基本に算出した額をもって損害とすべき旨を主張しているが、休業期間中は仕入れ等の売上原価の支出を免れるのが通常と考えられるところ、この点に関し特段の事情がうかがわれない本件においては、売上高から仕入れ等の売上原価を控除した売上総利益に基づいて算定するのが相当である。

## (2) 信用損害

### ア 損害計算の基本的な考え方

売上高とは一定期間に外部から得た総収入をいい、売上原価等を差し引いていない値であるが、売上げの増減に伴い通常は仕入等の売上原価も増減するものである以上、売上高の減少額をもって直ちに信用損害の額とすべきであるとのXの主張はたやすく採用できない。また、売上総利益は、売上高から売上原価を差し引いたいわゆる粗利益であり、他方、経常利益は、売上高から売上原価のほか、販売費及び一般管理費、営業外損益を加減した値であり、事業活動に直接、間接に関連する業績利益をいう。そして、レストラン業を営むXが、本件事故により事業活動の信用を損ねられ、その売上高が減少した場合には、通常は、売上原価もそれに伴って当然に減少するものと考えられるが、従業員の給与、広告宣伝費等の販売費及び一般管理費、更には営業外損益については、直ちにはその影響が及ぶものとは考え難いところである。そうすると、この点に関し特段の事情が存在することについて格別の主張、立証がなされていない本件においては、売上総利益を基本にして信用損害を算定するのが相当であるというべきである。

### イ 売上高の増加傾向の反映の可否

本件レストランは開業してから既に24年間経過しているにもかかわらず、直前の1年間の増加傾向のみを反映させるべき根拠は明らかでなく、他に、過去の売上高の増加傾向、増加率を反映させるべき根拠及びその割合についての具体的な主張、立証が存在しない。



### ウ 風評被害の期間

本件事故によりXの事業活動上の信用が損なわれたことは明らかであるところ、その損なわれた信用は、レストラン業という業種であることも考え併せると、時の経過と共に徐々に回復していくものであって、一定期間は損なわれた信用が回復せず、その期間の経過後は直ちに完全に回復するといった性質のものではないというべきである。新聞報道の内容その他一切の事情を考慮すると、本件事故の影響は、Xが営業停止を命じられた平成10年8月14日に始まり、同年8月19日の報道直後が最も大きかったものと推測されるが、その後、時の経過と共に徐々に減少し、マスコミによる報道から丸1年が経過した平成11年8月19日には完全に解消したものと推認するのが相当である。

### エ 損害額

(1)の休業損害としてその損害が填補される期間後の平成10年8月22日から、平成11年8月18日までの間の信用損害の額については、その性質上、立証することが極めて困難であるというべく、民事訴訟法248条を適用してその損害額を認定することとする。証拠から、本件事故直後である平成10年9月1日から同年12月31日までの4か月間の売上総利益は、本件事故の前年である平成9年の同時期のそれと比べると、181万9685円減少していることが認められるので、Xの信用損害の額は、その約1.5倍である270万円をもって相当と判断する。

### コメント

裁判所の判断の要旨について、少し長めに引用しましたが、XとYそれぞれの主張に対する裁判所の考え方が丁寧に述べられていますので、参考になると思われます。

裁判所による信用損害の額の認定に関して、裁判に提出された証拠

の内容は明らかではありませんが、Xの月次の損益状況が分かる試算表等が提出されていたようです。

そして、裁判所は、Xの信用損害について、風評被害が、徐々に回復しながら本件事故後1年間継続したと認定し、1年間徐々に影響がなくなっていくのであるから、当初最も影響が大きかったと考えられる時期の損害額を基礎として、その1年間分の2分の1に相当する金額をもって信用損害の額としたものと考えられます。具体的には、裁判所は、まず、当初最も影響が大きかったと考えられる時期を本件事故直後4か月間とし、その間の売上総利益の減少額を基礎とした上で、本件事故後1年間の2分の1（＝6か月間分）は、上記4か月分の1.5倍となりますので、同4か月間の損害額（＝売上総利益の減少額）の約1.5倍をもってXの信用損害の額としたものと見られます。

なお、営業損害の算定において、売上減少額から控除されるべき変動費の範囲は、業種や個々の企業の状況により異なると考えられるところ、本件で、裁判所は、レストラン業を営むXにおいて、売上高が減少した場合、売上原価も当然に減少するものと考えられるが、従業員の給与、広告宣伝費等の販売費及び一般管理費、更には営業外損益については、直ちにはその影響が及ぶものとは考え難いとして、変動費の範囲を売上原価に限定し、結果、売上総利益の減少額をもって営業損害としている点も参考になると考えられます。

【15】 原発事故により主力工場が操業停止になった農薬等製造事業者について、当該工場が全社に占める粗利の割合に基づき逸失利益を算定した事例（【24】と同一事例）

#### 営業損害の内容

直近の事業年度の全事業所の貢献利益（限界利益に相当すると考えられる。）を求め、操業停止となった工場の事業所割合を乗じた上で、補償対象期間の日割相当額を計算し、そこから同時期の当該工場の人件費及び地代家賃相当額を控除して逸失利益の基礎額を算出し、それに事故後に生じた当該工場の人件費及び地代家賃を加算することによって当該工場の逸失利益を算定した。

（東京地判平28・5・30（平24(ワ)34151））

#### 事案の概要

本件は、農薬等の製造・販売会社であるXが、電気事業の運営会社であるYに対し、平成23年3月11日、東日本大震災によりYが運営する原子力発電所（以下「本件原発」という。）に設置された原子炉から大量の放射性物質が放出されるという事故（以下「本件事故」という。）が発生し、避難指示を受けたため、同地域に所在する工場（以下「本件工場」という。）の操業が不能になり、逸失利益等の損害を被ったと主張して、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項本文に基づき、33日間の逸失利益等の支払を求めた事案である。

前提事実として、本件工場の最も近い場所は、本件原発から2kmに満たない距離にあるところ、平成23年3月12日、政府によって本件原発を中心とする半径20km以内の区域を対象に避難指示が出されたため、

本件事故以来操業不能の状態が続いている。

Xは、事務所設備として東京都内の本社及び埼玉県内の事業所を有するほか、製造設備として本件工場及び新潟県内の工場を、研究設備として埼玉県内の研究所をそれぞれ有している。もっとも、Xの生産部門は本件工場に集中されるようになり、当時、Xの自社生産能力の約90%、売上げの40%強を担うようになっていた。本件事故以降、本件工場の操業不能が続いているが、Xは、委託工場に製造を委託し、平成23年4月13日から当該委託工場による生産が開始された。

Yは、本件事故の被害者に向けた損害賠償金の請求書式（以下「Y請求書式」という。）を用意し、Xにも交付した。一部の事業所が避難対象区域内にある場合のY請求書式における逸失利益の算定方法の基本的な考え方は、粗利（全社ベース）に、売上原価に含まれる給与・賞与及び地代賃借料以外の固定費（いずれも全社ベース）を加算し、販売費及び一般管理費に含まれる変動費並びに給与・賞与及び地代賃借料（いずれも全社ベース）を減算し、それに事業所割合を乗じて逸失利益の基礎額を求めた上で、補償対象期間分の相当額を日割計算し、これに補償対象期間中に支払った給与・賞与及び地代賃借料（対象事業所ベース）を加算するというものであり、上記の「事業所割合」は、売上高又は粗利を基準とした全社に占める対象事業所の割合である。なお、売上げが減少した場合には「減収率」を乗じることになっているが、本件では、操業停止により売上げはゼロであり、減収率は100%となるので、本事例では、以降、減収率の点は割愛する。また、本件工場勤務者の全社人員に占める割合は11.9%であり、他方、平成22年12月31日決算期における本件工場粗利の全事業所粗利に占める割合は43.52%であった。

当事者の主張
--------

## ◆ Xの主な主張

## (1) 逸失利益の対象期間

本件事故が発生した平成23年3月11日以降、本件訴訟の時点まで、本件工場の操業不能による損害を受けているが、かかる損害のうち同日から委託工場による生産が開始されるまでの33日間における逸失利益等の賠償を求めるものである。

## (2) 算定方法1-1

Y請求書式による算定方法は、逸失利益計算の基礎額において、売上原価に含まれる固定費を損害に加算するとしながら、売上原価中の給与・賞与、地代賃借料を加算することなく、販売費及び一般管理費中の給与・賞与、地代賃借料も差し引き、このようにして算出した額に事業所割合を乗じて逸失利益の基礎額を算定するものであるが、給与・賞与、地代賃借料は売上げが減少しても支払を免れない固定費の典型例であり、一般に金額も高額となるので、これらを差し引くのは、不合理であるといわざるを得ない。Y請求書式を「(粗利+売上原価に含まれる固定費-販売費及び一般管理費に含まれる変動費)×事業所割合×補償対象期間(月)÷12か月」という算定式に修正して(以下「算定方法1-1」という。)計算すると、逸失利益額は1億5743万6112円となる。

## (3) 算定方法1-2

Xにおいて、本件工場勤務者の全社人員に占める割合は11.5% (裁判所が認定した本件工場勤務者の人数と1人異なる：筆者注)であり、他方、本件工場粗利の全事業所粗利に占める割合は43.52%であるところ、Y請求書式により計算すると、給与・賞与の計算に関し、結果として、「全社の人件費×43.52%」を控除した後、「全社の人件費×